中期事業計画　（令和６年度～令和８年度）

奈良県信用保証協会は、地域の中小企業者に対して引き続き資金調達を支援することに加え、新型コロナウイルスの影響等により借入負担が重く資金繰りに困窮している中小企業者に対しては、積極的に借り換えなどの資金繰り支援や問題解決のための経営改善支援、また事業再生支援に注力するなど個々の実情に応じて関係機関と連携を図りながら迅速かつ柔軟に対応していきます。さらに事務の効率化・簡素化、利用者の利便性向上のため保証申込業務の電子化の取り組みや、持続可能な社会を実現するためＳＤＧｓへの取り組みをより一層充実させていきます。

そのためには、（1）【中小企業・小規模事業者の実情に応じた適切な支援の充実・強化】、（2）【地域に密着した業務の推進】、（3）【人事・組織の活性化と業務改善の推進】などが重要と認識し、諸施策を実施します。

こうした取り組みにより、中小企業者の成長発展のみならず事業の持続的発展を支援し、ひいては地域経済の持続的な成長と活性化に貢献します。

以上を踏まえ、令和６年度から令和８年度までの３ヵ年間において、業務上の基本方針について、次に掲げる事項を主要項目として積極的に取り組みます。

（１）中小企業・小規模事業者の実情に応じた適切な支援の充実・強化

①　社会的要因により経営に影響を受けている中小企業者への支援強化

・新型コロナウイルス感染症や近年の人手不足、資源高・原材料高などにより、経営に影響を受けている中小企業者に対しては、実情に応じた保証制度の提案など金融支援に注力するとともに、中小企業者の状況によっては専門家派遣を行うことにより、苦境に陥った原因を把握し改善策の策定を行います。また必要に応じて支援機関とともに中小企業者に対し帯同訪問を実施します。

②　経営者保証に依存しない保証の推進

・「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、中小企業者が一定の要件を満たした場合には、経営者保証に依存しない保証を引き続き推進します。また令和５年度に創設された「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」や「スタートアップ創出促進保証制度」についても利用を促すため積極的に金融機関に対し働きかけを行います。

③　創業支援の充実強化、事業承継者への円滑化支援、円滑な撤退支援

・創業相談及び創業計画策定に関するアドバイスなどの支援により、将来の地域経済を担うことが期待される創業希望者をバックアップし、地方創生に貢献します。創業後間もない中小企業者に対しては、金融機関と連携したモニタリングや専門家派遣などにより、事業が軌道に乗るまで金融支援と経営支援の両面から継続的にサポートします。

・経営者の高齢化による事業承継が課題となる中、「奈良県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携を強化し事業承継に係る制度を活用することなどにより、円滑な事業承継

を後押します。また事業の先行きが見通せない中小企業者に対しては、経営者自らが廃業を望む場合には円滑に廃業ができるよう支援策を講じます。

④　経営支援関連データの蓄積と分析及び活用
・各部門における経営支援の効果的な実施に対する検証を行うため、以下の項目においてそれぞれ目標値を設定するとともに、必要に応じて追加支援などの検討を行います。
ｉ）経営支援部門
　令和４年度、令和５年度に専門家派遣事業を実施した中小企業者の専門家派遣前と３年後の決算書を比較することにより効果検証を行います。効果検証指標としては、ＣＲＤの財務点数を用いることとし、点数が上昇した中小企業者数が６０％以上となることを目標とします。
ⅱ）創業支援部門
　令和５年度に創業保証制度により支援した創業者の内、３年後の事業存続率が９５％以上となることを目標とします。

⑤　中小企業者の状況に応じた求償権管理・回収の促進
・完済見込みのない定期弁済を続けている求償権保証人に対しては、各種ガイドラインの活用により回収の最大化を図ります。また、回収見込みのない求償権債務者に対しては、管理事務停止や求償権整理を進め、回収の効率化を行います。

⑥　求償権先の再生支援
・回収担当者は、求償権先の再チャレンジ支援のため、事業再生の意識を常に持つとともに、各種ガイドラインに基づく事業再生や債務整理等に適切に対応し、事業継続先に対しては、「求償権消滅保証」を活用した事業再生支援にも取り組みます。

（２）地域に密着した業務の推進

①　中小企業者との接点強化
・従来以上に直接的な接点を大切にし、中小企業者への訪問や対話を通じた実態調査により、個々の経営実態の把握に努めます。中小企業者のニーズに沿ったタイムリーな信用保証を行うほか、ライフステージに応じて、積極的に資金繰り支援、経営支援を提供していきます。

②　金融機関・関係機関等との連携強化
・金融機関との対話や勉強会を積極的に実施し、情報共有を図ることで中小企業者の実情を把握するとともに、金融機関と協働で中小企業者を継続的に支援するため、審査担当者はプロパー融資と保証付き融資を柔軟に組み合わせる提案を行うなど信用保証協会と金融機関とがそれぞれ適切な役割分担を担えるように努めます。
・「奈良県中小企業活性化協議会」とは、資金繰りや財務内容が悪化しつつある中小企

業者の情報共有を密に行うとともに案件相談会などを通じ早期に再生支援に着手します。
・さらに「奈良県中小企業支援ネットワーク」及び「ならイノベーションプラットフォーム」の事務局として仲介機能を発揮するとともに、各支援機関が一体となって中小企業者を支援していく体制を強化します。

③　顧客満足度の向上
・中小企業者からの保証申込については迅速に対応するとともに、これまで以上に金融機関や支援機関と中小企業者の経営課題や事業特性、及び今後の支援方針などの情報交換を行い、中小企業者にとって最も適した支援策を講じることにより顧客満足度の向上を図ります。

④　広報活動の充実
・情報の発信対象（金融機関、関係機関、中小企業者）を意識して効果的な媒体（紙、HP、SNS 等）を活用し、計画的かつ体系的に広報活動を展開します。信用保証協会が果たす役割や経営支援の内容などの具体的な取り組みを広く発信することで認知度の向上を図ります。

（３）人事と組織の活性化

①　組織の活性化と強化
・職員による各種プロジェクトチームの組成や職員間の意見交換会等の活動を通じて、職員相互のコミュニケーションの機会を増やし、組織の活性化を図ります。さらに、職員のメンタルヘルスケアやモチベーション向上に配慮した組織風土を醸成し、全職員が働きやすい職場環境作りに努めることで組織の強化を図ります。

②　人材育成による組織力の強化と職員の資質向上
・各種研修への参加や外部講師による講演会の開催、及び資格取得の奨励等により、信用保証協会職員として必要となる知識を習得して能力開発を図るとともに、企業診断、経営・再生支援業務を担える人材の育成を図ります。

③　デジタル化の推進
・情報システムの安定的かつ効率的な運用に努めるとともに、ＲＰＡの積極的な活用やワークフローシステムの導入により業務の効率化や生産性を高め、人材をより有効に活用することで顧客サービスの強化につなげます。
・また、金融機関との協議を進め、保証申込業務の電子化を実現するとともに、電子化実現後においても、システムセンターと連携し基幹システムの安定稼働に努めます。

（４）その他

①　役職員のコンプライアンス態勢の徹底
・信用保証協会業務の公共性に対する十分な認識の下、コンプライアンスの徹底に努めます。コンプライアンスプログラム及びコンプライアンス委員会、コンプライアンス担当者会議に基づく活動を通して、役職員のコンプライアンス態勢の強化及び意識の向上を図ります。

②　内部検査の実効性向上
・内部検査においては、被検査部門との共同作業であることを念頭に、対話によって事実関係を正確に把握します。不備事項の発生が認められた場合には、原因の精緻な分析により実効性の認められる改善策を提案することに取り組み、合理性の観点で事務効率化によって生産性向上につながる提案型の検査体制を強化します。

③　危機管理体制（ＢＣＰ）の強化
・災害等発生時に迅速な復旧ができるよう、令和４年度に当協会の代理代表拠点を設置した滋賀県信用保証協会やシステムセンターと連携して定期的な訓練を実施するとともに、事業継続計画（BCP）の点検・見直し・周知徹底を図ること等により実効性を確保します。

④　反社会的勢力排除の推進
・「奈良県信用保証協会暴力団等排除対策協議会」や「奈良県暴力団追放県民センター」など関係機関との連携を図り、毅然とした態度で反社会的勢力者との関係遮断に取組みます。また反社会的情報の収集を継続し、データベースの充実を図ります。

⑤　ＳＤＧｓの推進
・信用保証協会の公共性と社会的責任を正しく認識し、中小企業支援や社会貢献活動を通じて地域におけるＳＤＧｓ活動に貢献します。